



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 味 岡 桂 三
コ ー ド 番 号 7173 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画部長 水 藤 有 仁
(TEL. 03-5341-4301)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 2 回定時株主総会に、株式報酬型ストック・オプション制度の割当対象者の見直しの議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の一部改定について

当社の企業価値を反映した株価と、取締役報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使を 1 株当たり 1 円に設定した新株予約権）を、年額 6 千万円を上限として割当てる制度として、平成 27 年 6 月 26 日開催の第 1 回定時株主総会の承認に基づき導入いたしました。

平成 27 年 8 月 3 日には、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行および株式会社八千代銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し発行しております。

平成 28 年 4 月 1 日より、当社グループに株式会社新銀行東京が加わりましたことから、ストック・オプションの発行対象者に株式会社新銀行東京の取締役（社外取締役を除く）を加えることについて、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 2 回定時株主総会に付議することといたしました。

II. 発行対象者追加後の新株予約権の内容

1. 報酬として新株予約権を割当てる理由

当社の株価と連動する報酬として、取締役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権付与対象者

取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

上限 1年あたり 200個

②新株予約権の目的である株式の種類および数

上限 当社普通株式 1年あたり 20,000株

③各新株予約権の目的である株式の数

100株

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合の取り扱い

①総会決議の日（以下「決議日」という。）以後に、普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合

新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

②決議日後に、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものといたします。

(5) 財産の価額・行使期間等

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

②新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日といたします。

③新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑤その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

なお、当社は、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の取締役会が必要と判断する個数を、当社の取締役に対する新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額として発行する予定であります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

東京都民銀行	経営企画部広報室	TEL	03-3505-2155
八千代銀行	経営企画部IR課	TEL	03-3352-2295
新銀行東京	経営企画部	TEL	03-6302-3598